エ　占有周波数帯幅の許容値が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの	
周波数	空中線電力
中心周波数が九二〇・七MHz以上九二三・九二三・一MHz以下であって、九二〇・七MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が二七デシベル以下となるものにあっては、〇・五ワット以下であること。
オ　占有周波数帯幅の許容値が八〇〇kHzを超え一、〇〇〇kHz以下のもの	
周波数	空中線電力
中心周波数が九二〇・八MHz以上九二三MHz以下であって、九二〇・八MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が二七デシベル以下となるものにあっては、〇・五ワット以下であること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

エ　［同上］	
電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、AXN、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が九二〇・七MHz以上九二三・一MHz以下であって、九二〇・七MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下
オ　［同上］		
電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N、A一D、AXN、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D	中心周波数が九二〇・八MHz以上九二三MHz以下であって、九二〇・八MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

〇総務省告示第二百八十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　送信時間制限装置は、次のとおりであること 1　送信時間制限装置（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。		
用途	送信時間	送信休止時間
［略］		

改正前		
二　送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。		
用途	送信時間	送信休止時間
［同上］		